

## 議案第46号

### 取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について

取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

取手市政治倫理条例に基づき設置されている取手市政治倫理審査会について、現在2年と定めている委員の任期を3年とし、審査に係る理解を深めていくことにより、より充実した審査体制の構築を図るため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市政治倫理条例の一部を改正する条例

取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(取手市政治倫理審査会の設置) 第11条（略） 2及び3（略） 4 審査会の委員の任期は、 <u>3年</u> とする。この場合において、委員に欠員を生じたときは、市長は速やかにこれを補充するものとする。 5から8まで（略）	(取手市政治倫理審査会の設置) 第11条（略） 2及び3（略） 4 審査会の委員の任期は、 <u>2年</u> とする。この場合において、委員に欠員を生じたときは、市長は速やかにこれを補充するものとする。 5から8まで（略）

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に取手市政治倫理審査会の委員である者の任期については、なお従前の例による。